

日本学術会議と韓国行政研究院の科学協力のための 共同会議に関する合意書 (要旨)

日本学術会議と韓国行政研究院は、相互の関係を強化し、専門家間のつながりを育むことは望ましいものと考え、以下の事項に同意後協力関係に入ることを希望する。

1. 科学技術の会合、セミナー/会議等を含む学術活動の情報交換を行うこと。
2. 共通の科学的な利益のある分野において協力を行うこと。
 - a) 社会に貢献することを目的としたアイデアや情報の交換のための専門家（若手、シニア両方）間の交流
 - b) 互いの研究者が参加する共同ワークショップ/セミナーの開催。日本学術会議と韓国行政研究院は相互の協議を通じて、これらのワークショップのトピックを決定する。

等

両機関は、本合意書の範囲内で推薦された専門家を、通常の慣行に従って受入れ、現地サポートの対応を行う。

両機関間でまとめられた本合意書は、日本学術会議と韓国行政研究院の認可組織の承認後に効力をもち、その効力はいずれかの機関が終了の旨を書面で通知した後 6 か月は引き続き効力を有する。

本合意書の円滑な実施にあたり、実施のための手順、財政的支援、その他必要と思われる詳細事項を決めるため、実施手続により相互が合意の上で補足される可能性がある。

本合意書は、2014 年 7 月 10 日に日本学術会議で英語により複写され、署名された。両文書ともに同様に真正なものである。

日本学術会議代表

韓国行政研究院代表

会長 大西 隆

会長 Eun Jae Lee